

保護者様

埼玉県立越生高等学校長 江森 幸夫

## 緊急事態宣言解除後の対応について

春風の候、保護者の皆様におかれましては益々、御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校の教育活動について、御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、埼玉県教育委員会から「緊急事態宣言解除後の県立学校の対応について」（令和3年3月19日付け）の通知に基づき、本校といたしましても下記のとおり対応いたしますので、何卒御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

## 1 登校時間について

令和3年3月4日（木）に配布した通知「3月8日（月）以降について」の通り、令和3年3月24日（水）の終業式までは、30分遅れの登校とします。SHRは午前9時10分開始となります。

令和3年4月8日（木）の始業式からは平常通りとします。SHRは午前8時40分開始となります。

## 2 部活動について

埼玉県教育委員会からの通知に基づき、下の表の通りの活動となります。

	平日	週休日	校外活動 (合同練習・練習試合等)	泊を伴う活動
3月22日（月） ～3月28日（日）	4日以内 120分以内	どちらか1日 120分以内	原則県内のみ	原則行わない
3月29日（月） 以降	原則として週2日以上（平日1日以上かつ土日いずれか1日以上）の休養日を設ける。また、大会参加等により、やむを得ず休養日を確保できない場合は、代替休養日を確保する。			原則行わない

・埼玉県教育委員会が定める対外運動競技大会等に出場する部の活動については取扱いが違う場合があります。この場合は顧問から連絡いたします。

※今後の感染状況によって変更もあり得ます。

## 3 御家庭へのお願い

下記の内容について御協力をお願いいたします。

- (1) 規則正しい生活習慣の徹底（健康観察を含む）
- (2) 発熱等の風邪症状がある場合や、家庭内に体調不良者がいる場合は登校を自粛
- (3) 基本的感染防止対策の徹底（3密の回避、正しい手洗い、正しいマスクの着用）
- (4) 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- (5) 生徒のみの会食等の自粛

## 4 出席停止について

次の場合において、出席停止扱いとします。（保護者からの連絡と罹患届（後日）の提出が必要）

- (1) 生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- (2) 生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
- (3) 同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合
- (4) 医療的ケアが日常的に必要な生徒や基礎疾患等のある生徒について、主治医や学校医等に相談の上、校長が登校すべきでない判断した場合
- (5) 校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として認めた場合

## 5 その他

- (1) 万が一、新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、濃厚接触者に該当すると保健所等から連絡があった際には、学校へ御連絡ください。
- (2) 教室で昼食を取る場合は、座席移動や友人と机を向かい合わせたりしないで、自分の机で昼食を取ることになります。食堂を利用する場合は、食堂の指示通りの座席で昼食を取ることになります。また、話をしながら食事をしないようお願いします。
- (3) 今後の状況の変化に伴い、対応が大きく変わる可能性があります。その際の連絡は、学校のホームページや越生高校連絡メールにて対応させていただきます。